

業 務 委 託 仕 様 書

(目的)

第1条 本仕様書は、令和7年度 水質等検査業務（安曇野市）の業務の内容及び必要な事項を定めるものとする。

(履行場所)

第2条 本業務の履行場所は、次のとおりとする。

- (1) 安曇野市明科東川手 364-8 明科浄化センター
- (2) 安曇野市明科七貴 6111-12 押野浄化センター
- (3) 安曇野市明科七貴 9712-1 川西浄化センター
- (4) 安曇野市明科南陸郷 662-2 中村浄化センター
- (5) 安曇野市明科東川手 14074 生野浄化センター

(監督員)

第3条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 委託者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の業務実施代理人に対する業務に関する指示
- (2) 契約書及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務実施代理人との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(業務実施代理人及び主任技術者)

第4条 業務実施代理人は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく受託者の一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及びこの契約の解除に係わるものを除く。）を行使することができる。

2 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務実施代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、業務の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項

を委託者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。

- 4 主任技術者は環境計量士の資格を有する者とする。
- 5 業務実施代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

(業務実施代理人等に対する措置請求)

第5条 委託者は、業務実施代理人若しくは主任技術者又は受託者の使用人若しくは契約書第8条の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(検体)

第6条 検体の種類は次のとおりとする。

- (1) 水質検査における検体は、流入水及び放流水とする。
- (2) 汚泥溶出検査及び汚泥含有量検査における検体は、脱水汚泥とする。

(検査の項目、採取回数及び時期)

第7条 水質検査等の項目、検体の採取回数及び時期については、別表1～4のとおりとする。日程については、委託者と受託者協議の上定めるものとする。

(検体採取方法)

第8条 検体の採取については、受託者が、委託者の指示に従い行うものとする。

(検査方法及び評価)

第9条 水質検査方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法、下水試験方法、工場排水試験方法又はこれらに準ずる方法によるものとする。

- 2 汚泥検査方法は、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令に基づく産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法又はこれらに準ずる方法によるものとする。

(提出書類等)

第10条 受託者は、下表に示す書類について、提出期限内に委託者に提出するものとする。

図書名		部数	提出期限	内容
業務実施代理人の届出		1部	契約後10日以内	
主任技術者の届出		1部	契約後10日以内	資格証の写し添付
業務計画書		1部	契約後10日以内	1 工程表 2 使用機器一覧 3 検出下限値及び定量下限値等
協議書		1部	協議の都度	
検査結果 (計量証 明書等)	・水質検査 (日常試験項目)	正本 2部	検体採取後10日 以内	データの算定過程の提出を求める ことがあるので、業務完了時まで 記録を保管すること。
	・水質検査 (精密試験項目) ・汚泥溶出検査 ・汚泥含有量検査	正本 2部	検体採取後30日 以内	
報告書		1部	業務完了時	1 業務実績表 2 検査結果一覧 (電子データも提出のこと。)
完了届		1部	業務完了時	

(疑義)

第11条 本仕様書に疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、両者協議の上定めるものとする。

別表1 水質検査 回数及び実施時期

[明科浄化センター]

(単位：検体)

分析項目	流入水						放流水															明科合計
	5月	通日	8月	11月	2月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計			
精密試験項目	フェノール類					0			1						1				2	2		
	銅含有量					0			1						1				2	2		
	亜鉛含有量					0			1						1				2	2		
	溶解性鉄含有量					0			1						1				2	2		
	溶解性マンガン含有量					0			1						1				2	2		
	クロム含有量					0			1						1				2	2		
	カドミウム及びその化合物					0			1						1				2	2		
	シアン化合物					0			1						1				2	2		
	有機リン化合物					0			1						1				2	2		
	鉛及びその化合物					0			1						1				2	2		
	六価クロム化合物					0			1						1				2	2		
	砒素及びその化合物					0			1						1				2	2		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物					0			1						1				2	2		
	アルキル水銀化合物					0			1						1				2	2		
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)					0			1						1				2	2		
	トリクロロエチレン					0			1						1				2	2		
	テトラクロロエチレン					0			1						1				2	2		
	ジクロロメタン					0			1						1				2	2		
	四塩化炭素					0			1						1				2	2		
	1,2-ジクロロエタン					0			1						1				2	2		
	1,1-ジクロロエチレン					0			1						1				2	2		
	シス-1,2-ジクロロエチレン					0			1						1				2	2		
	1,1,1-トリクロロエタン					0			1						1				2	2		
	1,1,2-トリクロロエタン					0			1						1				2	2		
	1,3-ジクロロプロペン					0			1						1				2	2		
	ベンゼン					0			1						1				2	2		
	1,4-ジオキサン					0			1						1				2	2		
	チウラム					0			1						1				2	2		
	シマジン					0			1						1				2	2		
	チオベンカルブ					0			1						1				2	2		
セレン及びその化合物					0			1						1				2	2			
ほう素及びその化合物					0			1						1				2	2			
ふっ素及びその化合物					0			1						1				2	2			
日常試験項目	水素イオン濃度	1	24	1	1	1	28	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	52		
	生物化学的酸素要求量	1	24	1	1	1	28	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	52		
	化学的酸素要求量	1		1	1	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	28		
	浮遊物質	1	24	1	1	1	28	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	52		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1		1	1	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	28		
	大腸菌数 (平板培養法)						0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	24		
	窒素含有量	1		1	1	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	28		
	リン含有量	1		1	1	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	28		
	アンモニア性窒素						0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12		
	亜硝酸性窒素						0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12		
硝酸性窒素						0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12			

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	汚泥	計
採水回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	25

通日試験のオートサンプラーは公社が用意する。通日試験の検体回収は放流水の採水に合わせる。

別表3 汚泥検査（汚泥溶出試験） 回数及び実施時期

[明科浄化センター]

(単位:検体)

番号	項目	時期	
		10月	※
1	水銀又はその化合物	1	
2	アルキル水銀化合物	1	
3	カドミウム又はその化合物	1	
4	鉛又はその化合物	1	
5	有機りん化合物	1	
6	六価クロム化合物	1	
7	砒素又はその化合物	1	
8	シアン化合物	1	
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	1	
10	トリクロロエチレン	1	
11	テトラクロロエチレン	1	
12	ジクロロメタン	1	
13	四塩化炭素	1	
14	1,2-ジクロロエタン	1	
15	1,1-ジクロロエチレン	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1	
17	1,1,1-トリクロロエタン	1	
18	1,1,2-トリクロロエタン	1	
19	1,3-ジクロロプロペン	1	
20	ベンゼン	1	
21	1,4-ジオキサン	1	
22	チウラム	1	
23	シマジン	1	
24	チオベンカルブ	1	
25	セレン又はその化合物	1	
26	溶出試験前処理	1	

※汚泥の採取は、脱水時の日程にあわせ実施する。

別表4 汚泥検査（汚泥含有量試験） 回数及び実施時期

[明科浄化センター]

(単位:検体)

番号	項目	時期	
		10月	※
1	水銀又はその化合物	1	
2	カドミウム又はその化合物	1	
3	砒素又はその化合物	1	
4	ニッケル	1	
5	全クロム	1	
6	鉛	1	
7	銅	1	
8	亜鉛	1	
9	有機比	1	

※汚泥の採取は、脱水時の日程にあわせ実施する。